

つ る し の う そ ん ち く か つ せ い か け い か く
都留市農村地区活性化計画

や ま な し け ん つ る し
山梨県・都留市

平成27年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	都留市農村地区活性化計画
都道府県名	山梨県
市町村名	都留市
地区名(※1)	都留市農村地区
計画期間(※2)	平成27年度～平成31年度

目 標 : (※3)

都留市では近年、少子高齢化による人口減少のため地域活力の衰退が際立ち、農業においても農家の所得は低く、担い手不足による遊休農地の発生が多くなってきている。一方、2027年に開業が予定されているリニアモーターカー実験線の拠点基地があることで全国的に知られており、平成26年にはリニア見学センターがリニューアルされ、年20万人～25万人の来館者が見込まれている。このため、都留市では、観光資源としてのリニア見学センターを活用した地域活力の起爆となる施設として、平成27年度～28年度に農林産物を核とした直売所及び農家レストランの整備を予定している。この直売所では、意欲のある農家の販路拡大により農家所得を向上させ、併せて営農意欲の向上を図るとともに、直売所を拠点とした農業体験プログラム(隣接した農地の体験農園や、みそ・そば・漬物づくりなど)を導入し、市内外からの誘客を促進することで地域活力の向上を目標としている。

具体的な目標としては、都留市の交流人口を現状の132,760人(計画期間前のH22～H26年度の交流人口)から2,005,000人(計画期間内のH27～H31年度の交流人口)とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

都留市は、人口3万3千人程度の小都市で、山梨県の東部、東京都心から約90kmに位置し、東西に約20km、南北に約17kmの形状で総面積は16,158haとなっている。東は上野原市・道志村、西は富士吉田市・富士河口湖町・西桂町、南は忍野村・山中湖村、北は大月市にそれぞれ接しており、日本”新・花の百名山”に選ばれた三ツ峠山、二十六夜山など、それぞれ個性ある山々に囲まれた、豊かな緑と清らかな水の溢れる自然環境に恵まれた城下町の面影を残す小都市である。

市域の中央を山中湖に水源を発する桂川が流れている。桂川は、南西から北東に流れ、支流に鹿留川・柄杓流川・菅野川・大幡川・朝日川の5支流があり、その沿岸に農用地が分布している。地域全体の農用地面積は563ha(出典:市の農振計画)で、主要な作目は水稲、それ以外には水田転作の大豆、キュウリ、とうもろこしなどの野菜、ウメなどの果樹が生産されてきた。近年は、市内の米粉パン製造業者との連携による米粉用米の生産や、耕作放棄地を解消したニンニクの生産、遊休水田を利用した葉物野菜の生産、学校給食向けの少量多品目な野菜の生産がなされており、地域農業は新たな展開を見せている。

現状と課題

都留市は、山あいの傾斜が多い地形のため農家の規模拡大が困難であり、近年の山林・桑畑の荒廃に伴う獣害による被害の拡大等から、農作物作りの意欲の低下が進んでいる。また、大半の農家の所得は低く、農産物を売る場所や出荷システムが確立されていない現状の中で、将来展望のない農業に従事する担い手が少ないこと等により、農業従事者は減少し続けている。このため、更なる耕作放棄地の増加が懸念されている。

また、都留市は東京圏と富士山・富士五湖エリアの間に位置するが、特色ある観光拠点が乏しいため、中央道を利用する富士山・富士五湖エリアへ向かう観光客が素通りしている現状であるため、これらの観光客を地域の交流人口に取組むことができていない。

このような現状の中、リニア見学センターの来場者を交流人口に取り込み、多くの人に都留市産の良さをアピールすることで結果として農家の所得向上につなげるため、農家が農産物を持ち込み、販売できる場所が必要となる。しかし、現在ある直売所ではその規模も十分ではなく(年間来場者数2万6千人程度)リニア見学センターから離れた位置にあり、この来場者を交流人口に取組むことができていない。

今後の展開方向等(※4)

地元農業者や女性グループの声を反映させ、農林産物等を核とした直売施設及び食材提供施設を整備する。

これと同時に、直売所の開設に向け市独自の「農業技術向上講習事業」、「つる野菜ブランド化事業」、「6次産業化推進事業」、「農林水産物地産地消推進事業」を実施し、農業技術の向上や、加工品の開発による農家の経営力の強化、農産物の高付加価値化を支援すると共に、農家の規模拡大による農地集積と遊休農地の有効活用及び獣害対策等を一体的に進め、地域農業の活性化を目指す。

さらに、リニア見学センターのリニューアルに伴い全国からの観光客の増加が期待されるため、これを活用し集客を図ると共に、観光情報を一元化し発信することで、訪れる人が都留の里・山・水・食・人などにに関わり、地域に秘められた『やさしさ』に触れられる機会をつくりだす、都市と農村の交流の一大観光拠点を構築する。

また、深刻な鳥獣被害については、従来より取り組んでいる鳥獣防除柵の設置の助成のほか、鳥獣被害対策実施隊を設置し総合的な対応を図っていく。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
都留市	都留市農村地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	都留市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
都留市	都留市	6次産業化推進事業	都留市	
都留市	都留市	つる野菜ブランド化事業	都留市	
都留市	都留市	農林水産物地産地消推進事業	都留市	
都留市	都留市	農業技術向上講習事業	都留市	

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

都留市農村地区(山梨県都留市)	区域面積(※2)	16,158ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積16,158haのうち農林地面積は12,807haで79%を占め、全就業者15,436人のうち農林業従事者は878人で5.6%である。 (農林業センサス、国勢調査)		
②法第3条第2号関係: 当該地域の人口は平成17年度の35,017人から平成22年度の33,588人まで4%減少しており、農業における農家戸数(販売農家数)についても平成17年の264戸から平成22年には212戸と20%減少がすすみ、地域活用力が低下していることから、当該地域の活性化を図るために定住等及び地域間交流を促進することは有効かつ適切である。(農林業センサス、国勢調査)		
③法第3条第3号関係: 当該区域内において、市街地を形成している区域は含まれていない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画主体である都留市が、計画最終年度の翌年度に都留市観光客数入込調査結果により、各交流・体験施設等を含めた交流人口の増減を把握したうえで、第三者等に意見を聞くなどして目標の達成状況の検証を行い、市と県において評価し、結果を公表する。